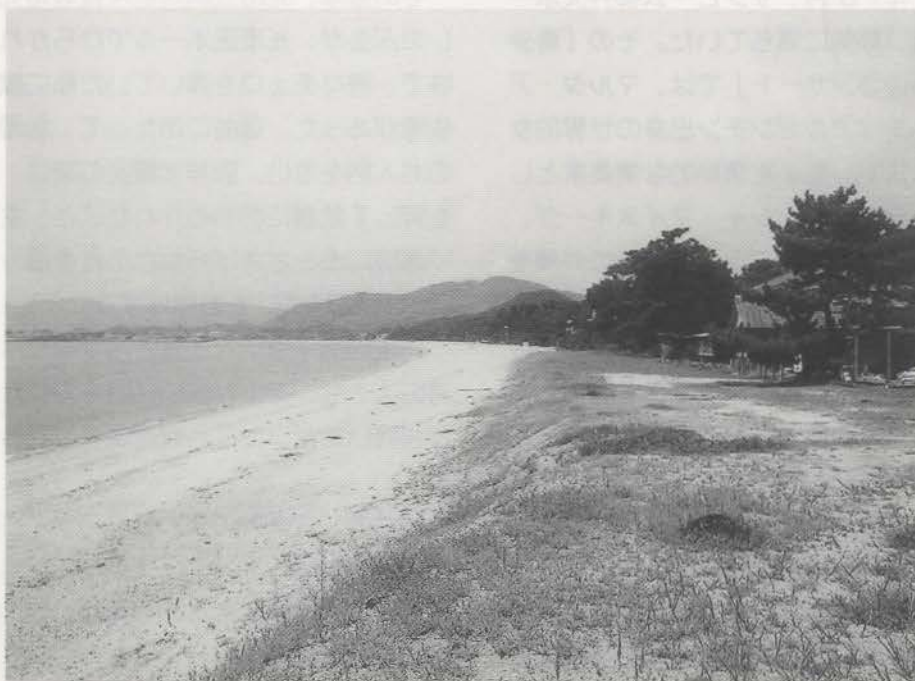


# 光市医師会報

平成10年8月号

No. 310



三里の松原、十里の竹林 part 2

光市医師会

〈会員動向〉

## 一枚のポर्टレート

光市立病院外科 平岡 博

わが家に一枚のポर्टレートがある。

世界的チェロリスト、ミシャ・マイスキーがチェロを抱いて、ほほえむ写真だ。これはこのポर्टレートが、わが家にやって来るまでの小さな物語である。

平成5年10月、サンビーム柳井大ホールは、若い熱気に満ちていた。その「青少年のためのコンサート」では、マルタ・アルゲリッチ（アルゼンチン出身の世界的女流ピアニスト。恋多き情熱的な演奏家として知られる。）とミシャ・マイスキーが、日本人若手演奏家たちと、室内楽の共演をすることになっていた。

マイスキーは、ユダヤ系ロシア人、現在米国籍。20代の頃、シベリアで強制労働の経験もあるという。その半生を知らなくても、彼の演奏は聴く人の心をゆり動かす。

私もようやくチケットを手に入れ、わくわくしながら会場にむかった。クラシック音楽に耳を傾けるといった図が思いうかぶが、その日は違っていた。「青少年のため」という触れ込み通り、会場は立錐の余地もなく、若者たちであふれていた。北海道や九州からやって来た人もいたという。この興奮を、演奏家たちが意気を感じないわけがない。

感動は、シューマン作曲「ピアノ協奏曲変ホ長調作品44」で頂点に達した。

「ああ、生きていて良かった。」と私は思った。

2年後、マイスキーは再び、サンビーム

柳井を訪れた。阪神大震災の直後であり、彼は演奏会の終わりに、とくに、神戸の皆さんに捧げると、「アヴェ・マリア」と「浜辺の歌」を弾いた。祈りの込められた演奏が心に染みた。

その翌年、光市立病院前院長坂垣先生をしのぶ会が、光市民ホールでひらかれ、趣味で、時々チェロを弾いていた私に献奏の依頼があった。選曲にあたって、坂垣先生のお人柄を思い、阪神大震災の時は、病いを押して救援におもむかれたこと、文字通り病院に命をささげられたことを思って、この「浜辺の歌」をお献げすることにした。

先生の御子息に、「寅さんがなくなった時のような、あたたかい送別会でした。」と挨拶いただいたことが何よりうれしかった。

柳井の「音楽友の会」会長の池永さんがこのことを知って、マイスキーに伝えて下さり、冒頭に述べたあの写真が、私の元に届けられたのである。

音楽は人と人とを結び、生きる力を与えてくれるものだと思う。



坂垣前院長をしのぶ会で

## 協議会報告

## 都市生涯教育担当理事協議会

赤崎信正

日時 平成10年7月2日

場所 山口県医師会館

7月2日、山口県医師会生涯教育担当理事会有りました。

生涯教育の申告と今年度の生涯教育の講演のスケジュールの発表があり、これらは特に問題とはなりませんでした。

最後に、平成12年度の県医師会総会および医学会の開催場所について、担当の県理事より、光市医師会に要請がありました。

以前の、理事会で、次回は間違いなく順番とすると、光市に来るだろうと予測していましたので、お引き受けしました。

来年の4月に、再び、生涯教育担当理事会が開かれるときまでに、日時と講演の内容を公表することになります。

会長先生のお話しでは、今年末に準備委員会を作り、準備をしていこうと話されていましたので、会員の先生方のご協力をお願いします。

## 平成10年度都市医師会医事紛争担当理事協議会

前田昇一

日時 平成10年7月9日

(p.m. 3:00~p.m. 5:00)

場所 山口県医師会会議室2

東理事の進行で、先ず、藤本専務理事より米国の病院におけるリスク・マネジメント(危機管理)に関する説明があった。これは、保険のみで対応しきれなくなった最近の医事紛争・医療事故の増加傾向への対策として、日医が我国にも導入を検討しているものである。日医は昨年、医療安全対策委員会を設置し、医療の危機管理にこの米国流の危機管理手法を取り入れ、医療事故をめぐる問題を分析し、医療の質を上げ医療事故減少をめざそうというものである。

続いて末永県医師会顧問弁護士による講演「弁護士からみた医事紛争防止について」があった。講演の要旨は、①日本における医事紛争の現況 ②医事紛争予防対策についてであった。医療訴訟は、年々増加傾向にある。ちなみに、平成5年1年間の医療訴訟発生件数は400件であったものが、平成7年には434件発生となり、その内、結論の出た293件中、38件ではっきりと医師に有責、約半数は医師側の負訴となっている。平成6年頃より医師批判期に入ったといわれている。平成7年から8年にかけて最高裁が言い渡した判決は、医事訴訟に関して医師側に極めて厳しい内容を持つ

たものがあり、今後の動向が注目されるものとして判例が示された。

第1例は、家族に対する癌の告知義務を認めたととれる判示。第2例は、未熟児である新生児が退院後、核黄疸に罹患し、脳性マヒの後遺症が生じた事案に、退院時に指導すべき注意義務を認めたもの。第3例は、腰椎麻酔で植物人間となったケースで、「能書の記載どおり頻繁に血圧測定をしておれば事故は防げたはず」として原審へ差しもどした。「医師が医薬品に添付された注意事項に従わず、それによって事故が起きた場合、特段の合理的事情がない限り医師の過失が推定される」と判示したものの。第4例は、エホバの証人である癌患者が手術に先立ち「輸血以外には救命手段がない事態になっても輸血しないほしい」

と意思表示したが、医師が「輸血以外に救命手段がない事態になれば輸血する」治療方針に採った場合、医師は、同患者にその治療方針を説明する義務があり、これを怠って手術をし輸血した時は、これにより同患者が被った精神的苦痛を慰謝する義務を負うとした判例。このように、医師にとって厳しい時代を迎えるにあたり、インフォームド・コンセントの問題、カルテ開示の法制化、医の倫理の向上と国民との信頼関係など医事紛争に関連した諸問題の指摘があった。今後、医師会全体で対応しなければならない困難な問題の1つとなるであろう。最後に、東理事より9年度医事法制事業報告と10年度医事法制事業計画について説明があり、閉会となった。

## 平成10年度郡市医師会、地域医療計画担当理事協議会 (7月23日)、救急医療担当理事協議会(8月6日)

地域医療、救急医療担当理事 光武達夫

平成10年7月23日と8月6日に標記の通りのそれぞれの協議会が開催されました。

### 「平成10年度地域医療・福祉事業計画」

平成10年度の地域医療は、従来通り地域医療システムと地域福祉との二部門に分かれるが公的介護保険制度の創設により、地域医療と福祉の棲み分けがますます不明瞭となると予測され、新たな対策が必要とされており、今後の検討課題である。

介護保険については取り敢えず本年度は

地域福祉で対応する。また医療・保健・福祉の連携をより密にし、地域住民の老後の生活が安心して送れるようなシステムを作るための努力をしていく方針である。

### 「地域医療支援病院、療養型病床群について」

「医療法の一部を改正する法律」が平成9年12月に公布され、本年4月1日に施行された。以下改正の要点を項目を追ってのべます。

1. 療養型病床群の診療所設置について

- ①要介護者の増大に対応し、身近な医療機関である診療所を活用する観点から、療養型病床群を診療所にも設置出来るものとする（知事の許可）。この場合患者の収容時間制限（48時間）を適用除外とする。
- ②診療所の療養型病床群は一般病床と合わせて必要病床数を算定し、病床規制の対象とするとともに、医療計画達成のための勧告の対象とする。
- ③療養環境、看護体制を確保するため、必要な構造設備、人員配置基準を厚生省令で規定する、となっている。

上記の要点を踏まえて有床診療所の療養型病床群への転換についての問題点や疑問点について、中四医師会連合総会の第3分科会〈地域医療関連〉において質疑応答がなされた。その中で、病床過剰地域での各県の対応はどうかという点に関しては整備目標数をはっきりしないので前に進めないという事ようです。これは本年9月にはっきりとした数が出てくる予定だということです。

また病院の方の転換が優先するので有床診療所の転換枠は残っていないのではないかな等の意見があった。病床過剰地域では、原則として診療所の病床を療養型病床群に転換は出来ないが、特定病床に係わる特例として以下の要件において設置可能となった。①3月31日現在で既存病床であること、②構造設備は廊下幅以外は完全型であること、③療養型病床群の整備目標(A)から既存の療養型病床群と介護力強化病院の転換見込数(B)を引いたものを特例の算定基準数(C)とし、さらに、各

都道府県医療審議会でCを基準にした算定した数(D)とし、このDを越えない範囲内で転換できる。現在のところ根拠はないが国の整備目標値は19万床である。Dの値も不明瞭であるといわれる。

## 2. 地域医療支援病院についての制度化

かかりつけ医を支援し、地域に必要な医療を確保する観点から、次の要件に該当する病院を、「地域医療支援病院」として位置付ける（知事の承認）

- ①地域の医療機関による医療提供の支援（施設の共同利用・オープン化）紹介率は原則として80%以上、ただし当面2年間は60%以上でも県の実情に応じて承認
- ②救急医療の実施、集中治療室、病理解剖室等の施設を有すること、
- ③原則として200床以上の病床を有し地域の医療従事者の研修も行う病院
- ④国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人、民法法人、学校法人が開設する病院

この改正医療で設けられた地域医療支援病院に認定されると医療機器購入時の補助金や入院診療料の900点加算等のメリットがあるが、紹介率が60%以上、あるいは80%以上という規定がありこれが一番のネックになっているところで全国でもどれ位の承認申請が出るか、疑問視されている。大多数の病院の紹介率は40%以下であり、紹介率60~80%のクリアは難しく、また不採算部門を抱えることになるので、やはり国公立病院が拳手し、認定されるのではないかと考えられる。

現在山口県も含めて、国公立病院の地域

医療支援病院認定申請の動きはないといえるが、岩国市の医師会病院は紹介率に関していえば80%以上と基準をクリアしており、この認定をうけた場合3000万円位の補助金が余計に受けられるという試算をもっているようです。山口県ではそれ以外での支援病院へ名乗りを上げている施設は見当らない。

### 3. 訪問看護ステーションとの連携について

山口県における平成10年4月1日時点での訪問看護ステーションは、国・公共団体3、医療法人28、社会福祉法人5、医師会4の合計44である。郡市医師会立の訪問看護ステーション4カ所の会員利用率は、16~40%であり概ね良好である。問題点としては

- ①経営上常勤看護婦の雇用が困難である。介護保険が導入されれば、24時間対応が必至であろうが、現状の雇用状態では極めて難しい。
- ②介護職との競合や医療機関の訪問看護との競合が不利である。
- ③活動エリアが広く移動時間のロスが大きくなり採算である。
- ④黒字を出した年度は税金問題がからんできて採算を圧迫することがある。

いずれにしても24時間対応となった場合人件費が問題となるところであるが1月40名以上の利用があれば採算はとれるようです。

#### 「救急医療・災害医療について」

##### 1. 救急医療における警察との連携

広島県では「広島県医師会・県警察連絡協議会」が発足したが、山口県、鳥取県、香川県では救急医療における警察との連携

は行っていない。広島県、岡山県、徳島県、愛媛県は、警察と連携をとり死体の検案や交通規制等について警察の協力を得ることにしている。山口県医師会としては身元不明者の検死や遺体保存について今後警察との協議会を作って話し合いの場をつくる考えである。岡山県では、災害救護活動に関する協定の中で、警察の役割を規定している。

##### 2. 広域災害時の協力体制について

桜井常任理事のコメント：広域災害においては、医療活動を円滑に行う上には交通整理等、警察との協力関係は必要である。広域災害での協力体制は、県単位、医師会単位の間で協定書を結んでいるところもある。

山口県は、広域災害時の協力体制について他県との間での協力協定は結んでいない。岡山県と香川県の間で、瀬戸大橋に関連する広域災害について業務協定が結ばれている。徳島県は明石大橋の開通に伴って近畿圏より広域災害時の協力を呼びかけられているという。



## 納涼懇親会

平成10年7月30日 午後7時～9時  
岩国錦帯橋（鶴飼い見物）

参加者 19名



5隻の鶴舟によるう飼総からみ風景（毎日総からみを行ってその日のう飼いをしめくくっております。）



総からみ終了の時間

## 7月度定例理事会

日時 平成10年7月8日午後7時30分～

場所 医師会事務局

議題

1. 情報処理担当理事協議会の報告（梅田理事）
2. 妊産婦乳幼児保健担当理事協議会の報告（梅田理事）
3. 成人高齢者保険担当理事協議会の報告（梅田理事）
4. 生涯教育担当理事協議会の報告（赤崎理事）
- 平成12年度山口県医学会総会は光市引受
5. 4～6月の収支報告（藤原理事）
6. 納涼懇親会日程（7月30日（木））（松村理事）
7. 8月講演会の件（赤崎理事）

出席（近藤会長、前田副会長、吉村、藤原、赤崎、光武、梅田、松村、河村）

## 心電図研究会（第121回）

日時 平成10年7月10日午後7時30分～

場所 光商工会館 大研修室

講師 かわの循環器科 河野隆任先生

参加者 14名

症例1 82才 男 胸痛

non-Qwave心筋梗塞

症例2 88才 男 意識障害

下壁梗塞+右室梗塞？

症例3 48才 女 胸痛

左主幹部（LMT）狭窄



### 光医歯会ゴルフコンペ

日時 平成10年7月12日(日)  
 場所 周南カントリークラブ  
 成績

氏名	アウト	イン	グロス	ハンデ	ネット	順位
藤村	50	47	97	7	90	B.B.
冬野	51	55	106	17	89	9位
南	60	51	111	22	89	10位
河村	55	50	105	28	77	準優勝
光武	42	48	90	11	79	3位
竹中	60	64	124	21	103	B.M.
松村	53	54	107	19	88	8位
森本	41	43	84	7	77	優勝
前田	48	49	97	16	81	5位
兼清	49	49	98	11	87	6位
守田	44	46	90	9	81	4位
諏訪	50	49	99	12	87	7位

### 会 員 紹 介

梅田病院  
 江口先生



### ⅢⅢ あとがき ⅢⅢ

東北・北陸地方は梅雨明けのないままに立秋を迎えてしまいましたが、数年前にも西日本でこの様な状態が起こった事を思い出しました。米の不作が心配されますが、こちらはまだまだ残暑がきびしく、皆様方も体調を整えられて、健康に留意下さい。広報担当になり、5ヶ月をむかえましたが、毎月他医師会の会報が届けられます。仲々、皆様方も苦勞なさっている様であり、特に財政面を何とかしたいと考えられている様です。近い将来、光市医師会も検討する必要があるかもしれません。(河村)

発行所	光市医師会 TEL 0833 72-2234
発行者	近藤龍一
編集者	広報担当
印刷所	光市光井一丁目15番20号 中村印刷株式会社